

○内閣府令第七十号

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第三十九条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(委員及び特別委員の名簿) 第二条 「略」 2 前項の名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 氏名 「二・三 略」 (通知の方法) 第六条 法第十九条第五項及び法第二十六条第三項並びに第十二条第一項及び第三項、第十三条、第十五条第三項、第十六条第一項並びに第二十五条第二項の規定による通知は、配達証明郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの、電子メールを送信する方法（第三十一条第一項に規定する調書に、電子メールの受信を確認した旨及びその内容を記載する場合に限る。）又は面前において書面を交付する方法（第三十一条第一項に規定する調書に、面前において交付した旨及びその内容を記載する場合に限る。）により行うものとする。 (調書) 第三十一条 「略」 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 「一 九 略」 「二」 第六条の規定により電子メールを送信する方法で通知したときは、電子メールの受信を確認した旨及びその内容 「略」 「略」 「略」
改正前	(委員及び特別委員の名簿) 第二条 「同上」 2 前項の名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 氏名及び生年月日 「二・三 同上」 (通知の方法) 第六条 法第十九条第五項及び法第二十六条第三項並びに第十二条第一項及び第三項、第十三条、第十五条第三項、第十六条第一項並びに第二十五条第二項の規定による通知は、配達証明郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるもの又は面前において書面を交付する方法（第三十一条第一項に規定する調書に、面前において交付した旨及びその内容を記載する場合に限る。）により行うものとする。 (調書) 第三十一条 「同上」 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 「一 九 同上」 「号を加える。」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」

(訴訟の準備又は追行の援助)

第三十四条 法第四十条第一項の内閣府令で定める資料は、次に掲げるものとする。

- 一 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもの

〔二・三 略〕

(記録の閲覧等)

第三十五条 当事者(重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあつては、当該手続の当事者であつた者)は、仲介委員又は仲裁委員(重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあつては、委員長。以下この条において同じ。)の許可を得て、事件の記録を閲覧し、若しくは謄写し、又はその写し(その写しに記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。)の送付を受けること(次項及び第三項において「閲覧等」という。)ができる。この場合において、仲介委員又は仲裁委員は、当事者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これを許可しなければならない。

2 前項の規定により事件の記録の閲覧等を請求する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。

- 一 閲覧等を請求する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 〔略〕

三 閲覧等の請求の理由

四 閲覧等の請求の年月日

3 事件の記録の閲覧等をする者は、閲覧等の場所、時間その他閲覧等

(訴訟の準備又は追行の援助)

第三十四条 法第四十条第一項の内閣府令で定める資料は、次に掲げるものとする。

- 一 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワーク・システム(消費者の被害に迅速に対処するため、センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであつて、センターが管理運営するものをいう。)に蓄積されたもの

〔二・三 同上〕

(記録の閲覧又は謄写)

第三十五条 当事者(重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあつては、当該手続の当事者であつた者)は、仲介委員又は仲裁委員(重要消費者紛争解決手続が終了している場合にあつては、委員長。以下この条において同じ。)の許可を得て、事件の記録を閲覧又は謄写することができる。この場合において、仲介委員又は仲裁委員は、当事者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、事件の記録の閲覧又は謄写を許可しなければならない。

2 前項の規定により記録の閲覧又は謄写を請求する場合は、次に掲げる事項を記載した書面をもってしなければならない。

- 一 閲覧又は謄写を請求する者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 〔同上〕

三 閲覧又は謄写の請求の理由

四 閲覧又は謄写の請求の年月日

3 記録を閲覧又は謄写する者は、閲覧又は謄写の場所、時間その他閲覧

に関する事項につき、仲介委員又は仲裁委員の指示に従わなければならない。 4 仲介委員又は仲裁委員は、第一項の規定による<u>謄写</u>又は<u>写し</u>の送付の許可をする場合においては、<u>謄写</u>し、又は<u>写し</u>の送付を受けた事件の記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。	<u>覧</u>又は<u>謄写</u>に関する事項につき、仲介委員又は仲裁委員の指示に従わなければならない。 4 仲介委員又は仲裁委員は、第一項の規定による<u>謄写</u>の許可をする場合においては、<u>謄写</u>した事件の記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、令和五年十月一日から施行する。